

# 順治時代政治史試論

谷井俊仁

## 序論

清朝三百年の統治を考えるにあたっては、順治時代政治史の解明が必須である。清朝は、入関前は満洲人による東北の地方政權にすぎず、入関して初めて満漢を併せた中華帝國に脱皮したからである。

しかしこの時代の政治史を扱うには、困難がつきまとう。一つは、歴史の連続性の問題である。順治時代政治史を理解するにあたって、順治時代の史料だけを見て事足りりとするわけにはいかない。順治時代が、歴史上の画期であればなおさら、過去、未来との連続性を重視せざるをえない。

もっとも未来の場合は、話はまた簡単である。順治に続く康熙、雍正政治史との連続性を考慮すればそれで済む。しかし、過去との連続性を考える場合は、明代政治史と入関以前の清代（後金時

代）政治史の両方を扱わなくてはならず、事態は錯綜を極める。

もう一つの困難は、史料の問題である。謝国楨氏の『晚明史籍考』、『清開国史料考』によって導きを与えられているとはいえ、実録、檔案、野史、筆記、文集などの多様で膨大な史料を使いこなすのは、容易ではない。この二つの理由によって、筆者は、順治時代政治史を理解するには、他の時代にも増して自分の採る視点を意識しておく必要があると思うのである。本稿は、このような問題関心から、自分なりの視点を整理した研究ノートである。そのため、具体的事実を時間軸上に並べるような政治史研究とはなっていない。このような明末清初政治史研究は、今後の課題としておきたい。次に、筆者の基本的立場を述べておく。

宮崎市定氏によれば、雍正時代が近世君主独裁制の完成期なのであり、これが学界の通説になっていると思われる<sup>①</sup>。しかしなぜ君主独裁制は、一〇世紀の北宋以後、一八世紀初頭のこの時代ま

で完成に到らなかったのかは、示唆は与えられているとはいえず、未だ説明されていないようである。宮崎氏の説をとりあえず認め、完成に到るまでの時代区分、少なくとも大まかに宋元、明、清の君主独裁制がそれぞれどう違っているのかは、中国近世史研究者ならば考えてみる必要がある。

筆者には、近世史全体に対する見通しを示すだけの力量はないが、ただ滿漢問題は、明、清の君主独裁体制の連続と断絶を考える上で、絶好の導きを与えてくれるように思われる。入関前には、滿洲人国家と漢人国家が存在した。入関によって滿漢は対立融合し、その過程を経て、従来の滿洲人国家とも漢人国家とも別の形態の国家が成立したと考えるからである。このようなわけで、順治時代政治史を考える上で、筆者は、滿漢問題を中心に据えてみたい。

滿漢問題を中心に据えると、分析の視角は自ずと決まってくる。一つは、その下位レヴェルとしての滿洲人、漢人それぞれの政治問題である。具体的には、滿洲人側では黄旗と白旗の争い、漢人側では南人と北人の争いが中心に扱われる。もう一つは、その上位レヴェルとしての君主独裁制確立の問題である。明との連続性で考えれば、党争で危機に瀕した君主独裁制をどう建て直すかが問題になるであろうし、入関前の清との関係では、八旗の連合政

権からどう君主独裁制に脱皮するかが問題になろう。

もつとも筆者の関心は上位レヴェルにあるのであるが、先程述べたように、この時代は問題が錯綜しているので、君主独裁制問題の他に二つの問題を設定しておいた方が、事件の整理、理解が容易になると思われるのである。よって以下では、第一章で下位レヴェルの党争を、第二章で滿漢問題を、最終章で上位レヴェルの君主独裁制を扱うことにする。

① 同氏の『雍正帝』（『宮崎市定全集』第一四巻、一九九一年、岩波書店所収）はしがきで、雍正帝を「恐らく数千年の伝統を有する中国の独裁政治の最後の完成者であり、また実行者であったといつて過言でない」と評する。以下註記の繁を避けるため、宮崎氏の論考の引用は、岩波書店の全集本による。

② 本稿第三章で言及する。

## 一 滿洲人、漢人内の党争

### (一) 滿洲人内の党争

この問題について明快な整理をしてくれているのが、周遠廉、趙世瑜両氏による『皇父摂政王多爾袞全伝』（吉林文史出版社、一九八六年）第七章「錯綜複雑の矛盾闘争」である。ここでは両氏の説を紹介するに止める。<sup>①</sup>

太宗ホンタイジが死に、即位をめぐるってホーゲとドルゴンの対

立が生じる。ホーゲは、正藍旗の旗主であり、ホンタイジの長子であることから黄旗の支持を受けていた。ドルゴンは、ホンタイジ存命前から有能ぶりを示しており、自分の旗である白旗は言うまでもなく、黄旗の一部からも支持されていた。結局皇帝には、ホンタイジの第九子、当時六歳であった福臨が即位するわけだが、ここに禍根は残り、ホーゲ対ドルゴン、黄旗対白旗が後の政争の中心をなす。

先手を打ったのは摂政についたドルゴンであった。ホーゲが福臨即位に不満を持っているのを捉え、幽閉し、ホーゲ派を弾圧する。ホーゲは入関時に従軍し、その功を以てカムバックを果たすが、その後山東、江北、四川遠征を命ぜられ勢力を削がれる。順治五年三月には、鑲藍旗の旗主にして輔政親王シルガランが、ホーゲ支持の廉で失脚する。結局ホーゲは、四川平定の不備を理由に幽禁され、獄死する。

ホーゲ派の中心をなす黄旗は、正黄旗の固山額真のタンタイ（譚泰）がドルゴン支持に廻り、ソニヤやオボイなどの不満を買う。しかし反タンタイ派は弾圧を受け、黄旗の一部はドルゴン派に近くことになる。

正藍旗、正紅旗、鑲紅旗、鑲藍旗は中間派をなす。正藍旗は、マングルタイ死後崩壊の危機に見舞われるが、ホーゲが旗主にな

る。ホーゲ死後再度崩壊の危機に瀕するが、順治七年、ドルゴンの同母弟ドドの嗣子ドニが旗主になることによって、白旗の勢力に取り込まれる。

正紅旗はヌルハチの次子ダイシャンの旗であり、本来はホーゲ支持であった。ただ順治年間にはダイシャンが老齢に達して、政治力が低下しており、五年にダイシャンが死ぬと、ドルゴンを脅かす存在ではなくなった。鑲紅旗はダイシャンの子孫の旗であるが、この旗は内部がダイシャン系、ホンタイジ系、チュエン系に分裂し、政治的力量は低い旗であった。

鑲藍旗は、輔政親王シルガランの旗であり、元々はホーゲに近かったが、ドルゴンと争うことはしなかった。そのためドルゴンにつけこまれ、順治四年七月にドドが輔政豫親王として政権の中樞に入ると力の低下を示し、五年三月には弾圧され多羅郡王に降格された。

以上が周遠廉、趙世瑜両氏の理解である。ドルゴン専権期までの整理であるが、この時期を黄旗と白旗の闘争と捉える見解は理解しやすく、ドルゴン死後の状況にもこの視点は有効である。

## （二） 漢人内の党争

この問題に関する古典的研究は、謝國楨『明清之際党社運動考』

である（以下引用は台湾商務印書館の人人文庫本、一九六七年による）。その第六章、清初順治康熙間之党争、第一節、清順治間之党争がこの時期を扱う。

謝氏は、この時期を南人と北人の争いとする。南人は陳名夏を首領とし、東林党、復社の系統を引く。北人は馮銓を首領とし、閩党の流れをくむ。東林、閩党の争いが持ち込まれたというのが謝氏の理解であり、これは周遠廉、趙世瑜両氏にも受け継がれている（『皇父撰政王多爾袞全伝』第七章第一節第二項、南北党争）。

筆者もこのような視点は理解できるし、史料に照らしても素直な解釈であると思う。ただ若干補足して考えてみたいことがある。閩党の勢力は、魏忠賢が自殺に追い込まれ、欽定逆案に基づき肅清が行なわれた崇禎二年以降、天啓年間とは違ったものになっていたはずである。しかしそれがいつまでも閩党と呼ばれるのは、蔽密に言えば名実が乖離していると言わざるをえないし、「閩党」の呼称が単なるレッテルになってしまっていることを予想させる。その意味では、謝国楨氏の「魏忠賢自身は大した手腕があったわけではなく、反東林の党派の人物がこぞって彼を支持したにすぎない」（七二頁）という評価に戻って、東林およびその後継である復社対その反対勢力と考えた方が、実相を捉えやすい。

しかしここまで考えるのならば、さらに考慮したいことがある。

謝氏は、「天啓初年に東林党が政権を取ると、彼らもまた同郷閩係のために、小組織運動を引き起こしてしまった。いわゆる党中に党あり、派中に派ありである」（四四頁）、「（復社は）おおまかに言って、一つの大社の中に多くの小組織があった。外に対しては復社の名前を使うが、内に対しては協議しているわけではなかった」（二六一頁）と言う。つまりこの時期の党社運動の特徴として、友・敵の関係にあるときは結束を見せるが、対抗勢力の圧力が消えたときには分裂傾向を見せるのである。

このことを考えるならば、崇禎末の政局が東林主導であった事実が重要な意味をもつ。崇禎一三年六月に反東林の主輔薛国観が致仕する。彼は一四年八月に自尽に追い込まれ、反東林勢力は解体する。それを承けて、復社の張薄の運動によって成立したのが第二次周延儒政権である。これは一四年九月から一六年五月まで続き、劉宗周や鄭三俊など今まで弾圧されていた東林人士をカムバックさせるというオール東林政権であった。

かくしてこの政権の中で、「小組織運動」が発生してしまつたのである。小組織運動を引き起こしてしまうのは、当時の党が人のつながりによるゆるい結合体であつて、組織があるわけではなく、おおよその世論はあるものの、それは束縛を課すような性格のもものではなかつた点に求められるのであろう。そのため打倒温

体仁のようにわかりやすい総論があるときにはまとも易いが、そのような目標が失われると、急速に分解してしまふ。

小組織運動の一例としてここであげておきたいのが、崇禎一六年の政局である。この時政局は、主輔周延儒（常州府宜興県の人）の江南派と大学士呉牲（揚州府興化県の人）の江北派に分裂していた。この時史料給事中であった李清はいう。

予、吏垣に入りし時、江の南北各々同郷の二政府を推して主となし、遂に南北党を分かつ。既にまた光給諫時亨、龔給諫鼎孳をもつて一党となし、予および方給諫士亮、韓給諫如愈をもつて一党となす。予輩三人皆江北なれど、独り孤行し傍無きをもつて、故にこれを外にするなり。<sup>②</sup>

呉牲自身は、東林の名簿には見えないが、天啓年間に魏忠賢と衝突して官位剝奪を受けていたり、入閣に力があつたのが東林党の馮元綱なので、東林の周辺にいた人物であるのは確かである（『明史』巻二五二本伝）。光時亨は安慶府桐城県の人、龔鼎孳（復社の同人）は出身が廬州府合肥県なので、この二人の結合は地縁関係であろう。方士亮は徽州府歙県の人はずだが、韓如愈、李清は確かに江北の揚州府興化県出身である。<sup>①</sup>このようにこの時期の党派は、東林、反東林の図式だけでは理解できず、地縁や信条などの要因があり、錯綜を極める。

このことを考慮するならば、順治時代の政局を南人、北人の争いと見るのはまだしも、東林対閹党の図式で捉えるのは、もはや実態に合わないのではないかと思われる。しかもこのような考えを、当時の満洲人も抱いていたと思われる。

順治時代の漢人の党争で、まず問題になるのが馮銓弾劾案である。馮銓は、『実録』によると順治元年五月一四日にドルゴンが招いたことになっているが、彼の清朝との接触はもう少し前にさかのぼる。『明清史料』丙編四〇六、七葉の順天巡撫宋権の掲帖によると、李自成による侵攻に備え涿州防衛の中心になっていたのが、馮銓と知州の劉芳久であった。ところが北京陥落の報を聞くとき、内応する者が現われ、馮銓は捕えられてしまふ。しかし紳衿士民は、四月二九日、黃柏観で守城の決意を新たにし、三〇日には賊を破り、馮銓も解放される。翌五月一日、李自成が攻撃をしてくるが、何とか持ちこたえる。同日晩には呉三桂軍が涿州に進撃し、李自成軍は南方に撤退する。そこで馮銓は、郷兵遊撃朱万祺を呉三桂らのもとに送り、事の顛末を述べさせたのであつた。以上から、呉三桂を通じてドルゴンに連絡がいき、一四日の招請につながつたのだと思われる。

かくして馮銓は、内弘文院大学士として返り咲く。欽定逆案で交結近侍又次等とされ（文秉『先撥志始』下、欽定逆案）、政治

生命を断たれていた馮銓にしてみれば、これは僥倖以外の何物でもなかったであろう。

馮銓『鬪党批判の口火を切ったのは、浙江道監察御史吳達である。『掌故叢編』の「奏」に載せる順治二年八月一日づけの上奏がそれで、その中で吳達は、「銓は逆党魏忠賢の乾児となり、陰謀もて篡弒すること、これを大案に載せ、炳らかなること日星の如し」⑤と攻撃したのであった。ついで八月四日には江西道試監察御史李森先が、同一二日には巡視北城陝西道監察御史羅國士も弾劾を加えた。

ドルゴンは、吳達の上奏には「馮銓、吳達は、著して面質して確據具奏せよ。刑部知道せよ」⑥と命じた。刑部は訊問した上で無実とし、科道官らを反坐しよう上申した。一七日ドルゴンは、内院大学士、刑部、科道官を重華殿に集めて更に訊問を加え、「馮銓、孫之獬、李若琳を劾するところの各款は、ともに実跡なし」とし、その場で次のように述べた。『実録』

故明の諸臣各々党羽を立て、章を連ねて陳奏し、忠良を陷害す。無辜は罰せられ、無功は濫用せられ、禍患を醸成し、もつて明の亡ぶを致す。今爾科道各官、いかにしてなお故明の陋習を蹈み、無辜を陷害するや。爾らの劾するところに拠るに、三人は皆本朝の法度を恪遵する者に係る。此れに即かば

爾らの結党して害せんと謀るを見るに足る。

この発言に対して給事中の龔鼎孳は、馮銓は魏忠賢に党附して悪事を働いたのだと主張するが、馮銓から逆に李自成に投降して北城御史になった過去を暴かれ、ドルゴンに人を責める資格がないと叱責される。最後にドルゴンは、

この番は、しばらく爾らの罪を寛免するに従う。もし再び故明の陋習を蹈み、改悔を加えざれば、定めし爾を貸さず。⑦

と述べ、「あらゆる馮銓を参する本章は、すでに俱に稟擬せず、発抄せず」⑧と以後この問題は取り上げないことを言明して、この日の訊問は終了した。

しかし、その翌日李森先の上奏に、「李森先、馮銓を糾参するについに実拠なし」⑨との理由で革職に付す旨が下ったため、話が違うと科道官が反発する。八月二十九日の貴州道監察御史桑芸の上奏によると、「今一堂、天語を呼拂とし、共に聞くにお中変に従うとす」⑩と、宦官の関与を疑う者まででる始末であつたらしい。これは、いかにも明代的な発想である。他にも工科給事中許作梅、吏科都給事中杜立德、広西道監察御史王守履らが非難の声をあげている。⑪

一方で馮銓も反撃する『明清史料』丙編二七三葉、内院大学士馮銓掲帖。彼は、「ただ孤立して交わりを絶つをもつて、ついに

時人の殺さんと欲するところとなる」と自分の立場を述べた上で、「いわんや天啓の朝は闖賊と同じに非ず。魏党の罪は、偽官より重からず」と、暗に龔鼎孳に攻撃を加える。最後に、

これを総ぶるに、職は人徴にして望軽し。久しく知る、予り立つの身は必ず叢射に遭うを。しかるについに党を植して私に徇がい、君を欺き國に負くを肯ぜず。<sup>17)</sup>

と、党派を組む科道官を攻撃したのであった。

以上から窺えるドルゴンの立場に二つのものがあろう。一つは、彼が朋党を危険視していること、もう一つは実拠（事実）を重視していることである。筆者には、この二つが、後の政治史の基調をなすように思われるのである。

朋党問題については、謝国楨『明清之際党社運動考』がまさにその問題を扱っているわけであり、実証をふまえて「明末の結党の風潮は、康熙、雍正兩朝の嚴禁を経て、一段落したと言つてよからう」（一四四頁）との結論を出している。また井上進氏も「漢学の背景」（『東方学報』第六四冊、一九九二年）で、清初の禁令は、「明末の土習、とりわけ党社運動に焦点を合わせたものであった」（二八三頁）とし、その彈圧の変遷を描きだす。このように、基本的な理解はすでに示されているわけであるが、謝氏のは万曆から康熙に及ぶ時代の流れを、党社に即して描きだすもので

あるために、どうしても疎密があり、明に比して清の方が簡単にすまされている憾みがある。また井上氏のは、學術史の背景としての関心に基ついている。そのようなわけで、両氏によって示された理解を、政治史的関心から読み直す作業は、まだ残されていると思うのである。

党社を政治史に位置付ける上で筆者が注意したいのは、ドルゴンのもう一つの立場、事実の重視である。これが朋党問題の別の表現であり、清初政治思考の特徴なのではないかというのが、筆者の考えである。

馮銓彈劾にしても、清朝当局者にしてみれば、返り咲いて後の馮銓に明白な悪事の事実があればまだしも、二〇年近くも前の、しかも既に亡んだ明朝時代の悪事をもって彼をやめさせるわけにはいかない。王守履の彈劾上奏に対し、ドルゴンは、「屢々著して自ら回奏を行なわしむるは、言路を阻塞するには非ず。正にその実拠を求むるを欲するのみ」<sup>18)</sup>との旨を下しているが、これはその間の事情をよく表している。清朝当局は、多分に是々非々の立場をとっていた。既存の評価を鵜呑みにするのではなく、そのような評価の生じてくる所以の事実を求める。そこに初めて評価の不当も含め、滿漢両者の相互理解がなされ得る。「ここに用うる滿州人は、予一々みな知る。もしこれ漢人なれば、その賢不肖

は、予みな咄<sup>①</sup>らず」(『多爾袞撰政日記』順治二年六月二九日)と言うドルゴンにしてみれば、事実に基づいた是々非々の立場しか採れなかった。そうであればこそ、往々にして「虚名に務め」言論が過激に走りやすい党社は、排斥されたのである。

なぜ言論が過激に走りやすいかは、当時の党のあり方自体に規定されているように筆者には思えるのだが、この問題はとりあえず置いておくとしても、陳名夏に代表される南人が過激な言論を弄する明末的な党派を形成しているのは明らかであった。それゆえ彼らは弾圧を受けたのである。

一方北人の方は、少なくとも表面的には、南人のように大々的な党派活動はしない。馮銓はとかく言われ易い人物であるが、たとえば魏裔介などは、党派の誘いがあったのを、「大丈夫忠を朝廷に尽くすのみ。何ぞ依傍して為さんや」と拒絶したという。彼が都察院左副都御史に抜擢されたのも、順治帝の「此の番の擢用は、朕の意に出づ。他人の薦挙あるに非ず。人の引誘を聴くべからず。須く党羽の習いを力破し、以て眷注に副うべし」という反朋党の強い意志があったからに他ならない。

また体制教学たる理学が、実践を重視していることも、事実重視の姿勢と符合しよう。『御定人臣儆心録』好名論の劈頭「凡て臣たる者よろしく実効を崇ぶべく、よろしく虚名に務むべからず」

と、魏象樞の「これよりただ躬行実践の学を求め、遂に博く理学格言等の書を探り、日夜研窮し、寝食を廢するに至る」という発言とが一致を見せるのも、偶然ではあるまい。

以上あえて対比的に述べるならば、南人が明的であるならば、北人は、清的なパーソンナリティーを有すると考えられる。清朝史は両者の対立から、北人的パーソンナリティーの圧倒というように進んでいくように思われる。順治時代の漢人の党争は、明末に優勢を誇った南人的パーソンナリティーが、転落していく分岐点として位置付けられるであろう。

- ① 他に鶴淵「清初に於る清室内紛に関する研究」特に太宗を中心として(『東西學術研究所論叢』二七、一九五八年)、「清朝順治初世の派閥の抗争に就いて」特に睿王派の結成について(『人文研究』第九卷第一号、一九五八年)がある。個々の人間の動向に詳しい。
- ② 『三垣筆記』中、崇禎「予入吏垣時、江之南北各推同鄉二政府為主、遂分南北党。既又以光給諫時亨、魏給諫鼎華為一党、以予及方給諫士亮、韓給諫如愈為一党。以予輩三人皆江北、獨孤行無傍、故外之也。」
- ③ 『東林列伝』卷二四に伝がある。
- ④ 『明清進士題名碑錄索引』(上海古籍出版社、一九八〇年)によると、韓如愈は戸籍が興化県で、郷貫は徽州府黟縣、李清は戸籍が応天府句容県で、郷貫が興化県である。
- ⑤ 「銓為逆党魏忠賢乾兄、陰謀篡弑、載之大案、炳如日星。」『掌故叢編』では銓字を纂字に作るので、『皇清奏議』卷二、吳達「特科奸貪大臣疏」によって改めた。



- ⑤ 「旨。馮銓、吳達著面質確擬具奏。刑部知道。」
- ⑦ 「王於重華殿佾集內院大學士等官及刑部科道各官、逐一鞫問。所劾馮銓、孫之鑾、李若琳各款俱無實跡。……於是撰政王諭曰、故明諸臣各立党羽、連章陳奏、陷害忠良。無辜被罰、無功濫用、釀成禍患、以到明亡。今爾科道各官、如何仍蹈故明陋習、陷害無辜。拋爾等所劾、三人皆係倖邀本朝法度者。即此足見爾等結党謀害。……此番姑從寬免爾等罪。如再蹈故明陋習、不加改悔、定不爾貸。」
- ⑧ 『掌故叢編』奏、順治二年八月二十九日、桑芸參馮銓本「本月拾柒日、臣從部院科道諸臣、覲瞻天表、親詣玉音、所有參馮銓本章、已俱不票擬、不彙抄矣。」
- ⑨ 『掌故叢編』奏、順治二年八月四日、李森先參馮銓父子本「旨。李森先科參馮銓竟無實據。欲將其父子戮之市播告之語、甚是無理。此人用亦無益。著革了職、無復叙用。該部院知道。」
- ⑩ 『掌故叢編』奏、順治二年八月二十九日、桑芸參馮銓本「今一黨、呼嘯天語、共聞尚從中變。而君門万里旨從內票、能不令人之疑而畏乎。」
- ⑪ 『掌故叢編』奏には、以上引用した吳達、李森先、桑芸の上奏の他に、羅國士參馮銓本（順治二年八月二日）、王守殿自劾本（同九月七日）、許作梅折賜處分本（同九月三日）、杜立德參馮銓本（順治八年三月一七日）を載せる。『實錄』順治二年八月一七日には「先是、給事中許作梅、莊憲祖、杜立德、御史王守殿、桑芸、李森先、羅國士、鄧孕槐、吳達等交章劾」とあるが、少なくとも桑芸の上奏は、一七日以降なので、實錄編纂者の「先是」という註記は、不正確である。
- ⑫ 「職察朝廷曠世殊恩、非常知遇、感激函報、断不敢自後於人。但以孤立絕交、遂為時人所欲殺。昨見吳達誣職、首言魏党。夫職原為魏忠賢所害、公論自明。况天啓之朝非同於闖賊。魏党之罪不重於偽官。……總之、職人微望輕。久知孑立之身必遭濫射。而終不肯植党徇私、欺君負國。」

- ⑬ 『掌故叢編』奏、順治二年九月七日、王守殿自劾本「前奉有慶著自行回奏、非阻塞言路、正欲求其實據之旨。」
- ⑭ 「吏部過、持籤一握、次第啓奏。王曰、這用的滿州人子一一皆知。若是漢人、其賢不肖予皆不曉。」『多爾袞撰政日記』には、彼の事実本位の思考を窺わせる例に事欠かない。閏六月七日の記事では、レトリックすら真にうけており、むしろ奇異の感を抱かせる。「又宣統山東巡撫丁文盛本。内有中軍不避火炮等語。王上曰、火炮迅疾難見難避。非人不欲避、欲避之而不得也。若見砲不避、是痴人矣。」この例はエピソード的なものでしかないが、事実本位思考は、滿洲的な思考法なのではないかとも考えさせる。
- ⑮ 魏象樞の『魏敬果公年譜』順治八年の条によると、当時刑科左給事中だった魏象樞に、馮銓が陳名夏を彈劾するよう指示したという。
- ⑯ 『魏貞庵先生年譜』順治四年「諸仕宦者聞公素直、或誘之以門戶、或怵之以朋党。公不顧曰、大丈夫盡忠朝廷耳。何依傍為。」
- ⑰ 『魏貞庵先生年譜』順治二年「上又令學士麻勒吉宣公至中和殿、論此番擢用出朕之意。非有他人薦舉。不可聽人引誘。須力破党羽之習、以副眷注。」
- ⑱ 『御定人臣敬心錄』好名論「凡為臣者宜崇實効、不宜務虛名。務名者其行必矯、其意必浮。苟取一時之聲稱、而其言与事之当否弗顧也。」
- ⑲ 『魏敬果公年譜』順治二年「三月陞光祿寺珍羞署署正。九月陞本寺寺丞。是年余居閩署、退食多暇。且性慕交游、閉門讀書而外、一無所事。從前頗嗜詞華風雅之書、自是唯求躬行實踐之學、遂博採理學格言等書、日夜研窮、至廢寢食。」

## 二 滿漢問題

この問題に関する古典的研究は、宮崎市定「清朝における國語

問題の一面<sup>①</sup>である。宮崎氏の研究は、異民族支配における言語伝達の問題から清初の政治制度、特に内閣や翻訳機関を描きだしたもので、順治時代の状況には、多くの紙面が割かれている。

もっとも氏の直接の狙いが言語問題にあるにしても、その構成、一、緒論、二、文館と内三院、三、内閣、四、内閣と軍機処、五、各衙門の翻訳機関概説、六、結語に明らかなように、この研究は清代君主独裁制成立史として読むことができる。そのようなわけで、次章で扱うほうが正鶴を射ているのだが、本章に関わる範囲で言及しておく。

政治史における満漢問題として筆者が取り上げたいのは、満洲人と漢人がどのようにして意思を疎通させていたのかということである。この問題に対する視点として、一つは宮崎氏のように文書翻訳の方面から考えることができよう。一方で筆者が考えたいのは、両者の間にどのような対面関係が成り立っていたのかという問題である。満漢問題を、満洲人と漢人の接触のあり方に還元して考えるとすれば、宮崎氏のような文書伝達よりする視点以外に、口頭による関係を考える視点もありえよう。対面関係でどのように意思疎通がなされていたのかは、一考の余地がある。

この問題に関連する政治形態で、まず念頭に浮かぶのは議政である。議政の場にどのような人物が出席していたのかは、神田信

夫「清初の議政大臣」に詳しい（『和田博士還暦記念東洋史論叢』、講談社、一九五一年所収）。それによると議政大臣になった者は、ほとんどが満洲人であって、漢人は、漢軍出身者に数例あるだけだという。このことから議政は、ここで扱っている満漢問題には相当しないことがわかる。

しかし史料には、議政以外にも実質的に会議をしており、そこに漢人が加わっている場面が出てくる。第一章であげた重華殿での馮銓彈劾案をめぐるドルゴン主催の場がそうであるし、『多爾袞撰政日記』に見られるドルゴンと臣下のやりとりもそうである。

『多爾袞撰政日記』は、民国二二年に故宮博物院から排印出版された『文献叢書』の第一五種として世に紹介された。その叙によると、本書はもともと内閣大庫の旧物であったが、宣統年間外部に流出し、宝応の劉嶽雲の蔵に帰した。記事は順治二年五月二九日から七月九日までである。本書は本来名前がなかったが、今回出版に際して多爾袞撰政日記と命名したのだと言う。実際に見てみると、記事があるのは、五月二九日、六月三日、四日、二九日、閏六月四日、六日、七日、一二日、一四日、一八日、二二日、七月九日の計一二日分である。

本書が檔案の残巻であるのは間違いないが、それが本来どのようなものであったのかは、『明清史料』丙編に参考になる記事が

ある。その三〇四葉は順治六年正月一九日の「召対紀注」の残葉、四九四葉は「順治二年七月二十一日大学士馮等記註」の残葉であり、ともに『多爾袞撰政日記』とよく似たスタイルをとる。つまりどれも議論のやりとりをかなり忠実に記録しているのである。よって『多爾袞撰政日記』は、当時「紀注」もしくは「記註」と呼ばれた記録文書の残巻だとみなせる。

その内容を検討すると、『多爾袞撰政日記』と「召対紀注」が、ともにドルゴンと臣下のやりとりであるのに対して、「順治二年七月二十一日大学士馮等記註」は、内三院大学士の剛林、馮銓らが、ドルゴンの命令を伝えるべく、大同総兵官姜瓖を昭徳門に呼び出し、訊問した記録である。このことから、ドルゴンとのに限らず重要なやりとりは、全て記註が作られたと思われる。『実録』には、往々にして対話の場面があるが、これは編纂者が記註を資料にしたからなのであろう。<sup>②</sup>

記註は、誰が記録したのかを明示している。例えば『多爾袞撰政日記』五月二九日には、最後に「学士李若琳恭記」とある。その一二日分について調べてみると、学士三回、侍講学士一回、侍読三回、檢討五回となり、全員内三院（翰林院）の漢人官僚である。「順治二年七月二十一日大学士馮等記註」は、大学士馮銓らであろう。「召対紀注」には記録者の名前は見えないが、後半が

欠落しているので、そこに記されていた可能性が高い。

ここで注意すべきなのは、「召対紀注」に附せられた註記で、「正月十九日召対紀注原底稿存査」とある。「正月一九日の召対の際の紀注の元原稿はとっておいて後日の調査に備えよ」の意であろう。そうとすれば、記註には、召対の際に取られたメモとそれを整理したものとの二種類あったことになる。おそらく『多爾袞撰政日記』は、後者なのであろう。とすると先程の記註者は、メモを整理した人間であると思われる。

それでは、議論の現場で誰がメモをとるのであろうか。『実録』順治二年閏六月二三日に、

礼部、試御史吳贊元の疏に議覆して言わく。毎日まさに翰林、六科および中書等の官各々一員を輪し、奏事官に随いて、ともに進みて記註せしめよ。旨を得たり。すでに満洲の記註あり。漢官の記註は、しばらく添うるを必せず。<sup>③</sup>

とある。これより、満洲人の記註官が記録をとっていたことが明らかになる。となると、会議の場で交わされる議論は満洲語であり、それを満洲人の記註官が、満洲語で書き留めたと考えるのが自然であろう。『多爾袞撰政日記』などは、満文記註の整理された漢文翻訳版なのではないだろうか。

会議が満洲語で行なわれていたであろうことは、『多爾袞撰政

日記』から窺うことができる。ここに出てくるやりとりの大半は、ドルゴンと大学士とのものであるが、奇妙なことに、大学士はほとんどの場合「大学士等」と複数形で出てきており、剛林以外は個人名を記すことが少ない。剛林がなぜ飛び抜けて個人名で登場するかというと、「啓奏大学士剛、御史趙開心の本を奏す」（閏六月四日）とあるように、啓奏大学士、上奏文をドルゴンに読んで聞かせる役目を負っていたからである。「大学士剛、都察院の本を宣読す。王曰く……」（六月二十九日）は、その好例である。その時の言葉は、当然満洲語であったに違いない。

剛林は、『清史列伝』巻四の本伝によると、満洲正藍旗の人で、筆帖式となり漢文を翻訳する仕事を受け持った。天聰八年には、漢文考試に合格して拳人となり、文館に入っている。この経歴からわかるように、彼自身は、満洲語も漢語もできるバイリンガルであった。「新官は語言通ぜず」（閏六月四日）という状況である以上、史料に「大学士等言わく」とか「大学士等対う」のように、大学士が複数形で現われてくるのは、漢人大学士が剛林に翻訳してもらいながら受け答えしている様を表現していると考えられる。

会議の場に誰が出席しているのかを示すのが閏六月一二日の記事で、「大学士及び学士、史官らに飯を賜う」とある。恒常的に出席しているのが彼らで、上奏時のみ関係衙門の官僚が同席する。

史官とは、記註官のことであろう。

政治が文書だけでは片付かないからには、会話の通訳が必要であった。他の衙門でその役目にあたるのが、通事や啓心郎である。

（順治十一年六月二十四日）東安尉言う。某偶々云邑に被水の日に至る。刑部尚書巴哈納、礼部左侍郎呂崇烈奉じて賑わす。廉従せる満洲大臣二、訳字生四、通事二、餘また百餘騎あり。（談遷『北游録』紀郵上）<sup>④</sup>

国初、満人漢語を解せず。部に啓心郎一員を置き、満語に通曉せるの漢員を以てこれとなす。職は正三品。事を議するごとに、その中に坐す。後、縁りて以て奸をなすこと多し。すなわちこれを汰す。（『清稗類鈔』爵秩類、郎中前之啓心郎）<sup>⑤</sup>

また漢人に満洲語を学ばせることも多く行なわれた。<sup>⑥</sup>

しかし一々翻訳を通しては手間暇がかかる上に、果たして思うように意思が疎通しているのかも疑わしい。加えて文化、思考の違いもある。かくして史料によく見えるのが、満漢が別々に会議を行なってしまう満漢異議の事態である。

これは、満洲人と漢人が合同して会議を行なっているはずなのに、結論が出る段階では、満洲人の結論と漢人の結論と二つ出てしまう事態を言う。この問題について筆者は、既に迷人裁判における事例を指摘しておいた（『督捕則例の成立—清初の官僚制と

社会―、『史林』七二卷二号、一九八九年）。ここでは『実録』から例を挙げておく。

阿達哈哈番任珍の裁判で、刑部は死刑を求刑したが、順治帝は、任珍の功績を考慮して、九卿、科道官、新たに旗に入った阿達哈哈番以上の官に再度審議するよう求めた。その結果、刑部の満漢官および九卿、科道等衙門の満洲人官僚全員が、刑部原案を支持したのに対し、大学士署吏部尚書陳名夏、戸部尚書陳之遴、都察院左都御史金之俊ら漢人官僚二七人全員は、対案を出してきたのであった。

順治帝は、これを「党類に溺れて傲習を踵む」とした。帝は、陳名夏らが罪を得た時など、いつも寛大に扱い改新を期してきたのに、これでは「朕の期望は盡く虚しい」と非難し、彼らを敵しく罪に問うたのであった。この判決が出た順治一〇年四月九日の翌一〇日、順治帝は、陳名夏ら二八人を午門に集めて、諭した。

凡事會議は、理としてまさに画一たるべし。何を以て滿漢議を異にするや。事また或いはまさに議を異にすべきものあるといえども、何を以て滿洲官議内に一漢官の無く、漢官議内に一滿洲官無からんや。これみな爾らの心志いまだ協わざるの故なり。本朝の興、あにかつてこれを爾漢官輩に謀らんや。

故明の敗、あに滿官の言に誤つに属せんや。いかんせん和衷に務めず、恒に乖違を見るなり。今より以後、務めて前非を改め、心を同じくして効を図り、以て朕の眷顧の意に副え。然らざれば、朕爾を貸さんと欲すといえども、國法容しがたし。<sup>⑦</sup>

ここに見られるように、滿漢異議は、清朝入関以来の懸案なのであり、これが順治時代滿漢問題の最も政治的な現れなのである。ただし滿漢異議は、両者の接触が密になるにつれ失われていく傾向にある。謝国楨氏が『明清之際党社運動考』第六章、清初順治康熙間之党争、第二節、清康熙間之党争で指摘するように、四輔政大臣後の政界は、明珠、索額図の二人の滿洲人有力者に、滿洲人のみならず漢人も附して、党争が繰り広げられた。これは、順治時代には見られなかったことであり、滿漢が融合していったからこそこのような事態に至ったのであろう。滿漢問題と滿洲人、漢人内の党争の区分は、次第に不分明になっていくのである。

- ① 『宮崎市定全集』第一四卷、岩波書店、一九九一年所収。
- ② 『実録』順治九年正月二十九日にのせる『太宗実録』纂修の勅に「爾等稽核記注、編纂修輯」とある。
- ③ 「礼部議覆試御史吳登元疏言、毎日応令翰林、六科及中書等官各輪一員、隨奏事官、同進記注。得旨、已有滿洲記注、漢官記注且不必添。」『実録』順治一〇年正月一三日には、工科都給事中劉顯績が「乞徹前代設立記注官」という。漢人記注官の設置を求めたのであろう。

④ 「順治二年六月」壬午、東安尉言某偶至云邑被水日。刑部尚書巴哈納、禮部左侍郎呂崇烈奉賑。儉從滿洲大臣二、訳字生四、通事二、餘又百餘騎。」

⑤ 「国初、滿人不解漢語。部置啓心郎一員、以通曉滿語之漢員為之。職正三品。每議事、坐其中。後多緣以為奸、乃汰之。『實錄』順治五年七月二三日の條に、「至各衙門滿漢啓心郎、原因諸王貝勒管理部院事務而設。今宗人府啓心郎仍照旧。其餘部院滿漢啓心郎俱著裁去。照原品另用」とあり、この時大半が廃止されたことがわかる。

⑥ たとえば『實錄』順治二年二月二十九日。翰林院の若手漢人官僚に滿洲語の試験を行なっている。

⑦ 『實錄』順治一〇年四月九日「得旨。……凡人自知有過、即從実引咎、乃大臣之道。若執為己是、以巧生事、又欲以巧止事、甚屬不合。爾群臣當副朕期望至意、洗滌更新。奈何溺党類、而顯傲習。著逐件再明白速奏。名夏等又回奏云……。得旨。……陳名夏、陳之遴等有曾獲大罪者、有革職者、亦有被論者、朕每從寬宥、使之改新。今復如此。朕之期望盡虛矣。」

『實錄』順治一〇年四月一〇日「凡事會議、理心画」。何以滿漢異議。雖事亦或有當異議者、何以滿洲官議內無一漢官、漢官議內無一滿洲官。此皆爾等心志不協之故也。本朝之興、豈曾謀之爾漢官輩乎。故明之敗、豈屬誤於滿官之言乎。奈何不務和衷、而恒見乖違也。自今以後、務改前非、同心圖効、以副朕眷顧之慈。不然、朕雖欲爾貸、而國法難容。」

### 三 君主独裁制への道程

序論で述べたように宮崎市定氏は、雍正時代を君主独裁制の完成期とみなす。なぜこの時期に完成を迎えたのかは、必ずしも十

分な説明が与えられているとは思わないが、氏が何を以て完成のメルクマールとしているのかは、想像がつく。氏の「雍正独裁批論 旨解題―その史料の価値―」の第二節、雍正という時代に、それが示されていると思われるので、以下紹介する。<sup>①</sup>

氏によれば、中国近世君主独裁体制の理念は、「君主と人民との間に特権階級が割りこむことを否定する」というものだが、統治のためには官僚が必要である。しかし官僚は「君主から見て単なる手伝い人夫であるべく、官僚がブロックを形成して君主と人民の間に介在して特権階級化してはならぬ」のであり、天子と人民との間は、「途中で何等妨害を受けることなしに一直線に意志が疎通しなければならぬものである」と言う（一四三頁）。

この考えを、官僚の側に即して読み替えるならば、第一章で述べたように、官僚が事実本位の思考をとるようにならねばならない。官僚が君主の手伝い人夫である以上、原則として皇帝だけが判断すればよいのであり、官僚には不要だと思われるからである。ただし歴史的事実としては、入関直後の清朝が引き継いだ過去は、そのようなものではなかった。旧明朝の官僚、漢人官僚は、多かれ少なかれ王学、禅的な思考の影響を受けており、政治的には朋党で政界は混乱を極めていた。足もとの滿洲の方とは言え、孟森いうところの連旗制であり、清朝皇帝は、黄旗の旗主にすぎ

ないのであった。<sup>②</sup>

よって順治時代は、このような二つの反君主独裁制的な過去からの訣別の第一歩と位置付けられることになる。ただこの時期の清朝皇帝にとって、どちらの過去が手強い存在であるかといえは、みずからの過去の方であろう。征服王朝である以上、政治的には満洲人が優勢であるのは当然である。明の諸制度は、とりあえずご破算になったのであり、存在しているのは入関前の清の体制である。清朝が雍正的君主独裁制に進んだからには、最大の難題は、連旗制の打倒であったはずである。具体的には第一章で紹介しておいたように、この時期白旗と黄旗の対立が主要矛盾であった。ドルゴン死後白旗が凋落し、黄旗が主権を握るのは、連旗制から君主独裁制へと向う上での、避けられない一過程であったと考えられる。

ただここで問題にしたいのは、白旗と黄旗の党争のような政治事件を、単なる歴史上の一エピソードでは終わらせず、独裁君主制へ向うための一因として定着させたものは何かということである。筆者は、様々な因子の中で、制度を特に重視してみたい。なぜなら制度こそは、日々の日常業務を執行する上での指針だからである。制度がそのような効果を日常的なものとして定着させ、次へ向うステップとするのである。その意味では、宮崎氏が「清

朝における國語問題の一面」を、制度史の視点で描かれたのは卓抜であった。

宮崎氏の論考は、表向きは文書翻訳制度の研究と銘うっているが、実際は皇帝を中心とする文書処理制度の研究である。官僚制が文書制と表裏する以上、君主独裁制確立への道程を、文書制の変遷で描きだすことは、十分意味がある。そのようなわけで本稿では、宮崎氏の前提を補強する意味で、清朝史における文書自体の成立について、簡単な見通しを与えてみたいと思う。筆者の基本的視角は、口頭による政治形態から文書による政治形態へ、というものである。

そもそも満洲語の筆記方法が確立したのが、それほど古いことではない。『満洲実録』の有名な記事にあるように、それは万曆二七年二月、モンゴル語の表記方法を流用して成立した。これは順治元年から遡ること四五年前の事にすぎない。そのためそれは満洲人内部においてさえ広まっていなかったのである。『天聰朝臣工奏議』巻上、天聰六年正月二十九日の胡貢明陳言圖報奏に言う。皇上、金漢の人すべて読書を要すと論す。誠に大有為の作用なり。ただ金人の家かつて読書せず。読書極めて好きことを把りて、かえって看て極めて苦しき事となす。多く願わざるあり。かれ自己から師を請いて子に教えしむるを要するがこ

ときは、益々発して願わず。いわんや師長を尊礼するの道理を曉り得ざるをや。<sup>③</sup>

もちろん読書とは、素読や暗唱のことであろうが、満洲人内部に満洲文字が広まっていなかった様は十分わかる。そのため、当時の主要な政治形態は、文書ではなく口頭によるものであった。たとえば議政がそうである。連旗制のもと、口頭による政治形態は、自ずと合議の形を採らざるをえない。このような入関前の口頭による政治形態の優勢という状況は、順治年間にも見られる。その例は、第二章の『多爾袞撰政日記』で見た通りである。

ただ順治年間に入ると、徐々に政治の文書化が進行する。その中心になったのが、他ならぬ馮銓であった。彼は故明の内閣大学士としての経験に基づき、文書化に関するさまざまな建言を行なう。順治元年六月二日、招請されてはば半月後、早くも彼は発言する。

大学士馮銓、洪承疇啓言す。國家の要務は用人、行政より大なるはなし。臣ら内院に備員せば、凡そ事は皆まさに与り聞くべし。今各部の題奏俱にいまだ悉くは知らず。票擬するところのものは、官民奏聞の事に過ぎざるのみ。それ内院すら与り聞くを得ず。いわんや六科をや。もし乖誤あらば、臣ら何に憑りて指陳せん。六科何に憑りて摘參せん。<sup>④</sup>

このように述べて、馮銓は内閣による票擬の復活を図るのだが、ここで言われている大学士が「凡そ事は皆まさに与り聞くべし」というのは、明制の常識ではあっても、清制の常識ではなかった。宮崎氏が指摘するように、清初の内三院は明代の内閣とは違い、「単なる皇帝直属の小書記官室」なのであり、「親貴内閣たる六部に対しては一指を染むることすら許されなかった」からである。<sup>⑤</sup>内三院の前身たる書房について、明制で言えば、通政司に当たるとのどという評価があるが、『天聰朝臣工奏議』天聰六年九月、王文奎条陳時宜奏、この状況は、書房が内三院に改組された後も基本的に変わっていなかったと思われる。

入関以後の文書制の整備については、宮崎氏の論考に詳しいので贅論はしない。ただここで馮銓が述べる「もし乖誤あらば、臣ら何に憑りて指陳せん」という一節は、文書制の一面をよく示している。検討しておきたい。つまり文書による決裁は、何人もの人間がそれに関与する場合、錯誤を犯す可能性を減らすことができる。一方口頭による決裁は、そうはいかない。それは、個人に瞬時の判断を強いるために、常に錯誤の可能性をはらむ。

逆に文書制は、決裁に時間がかかるところに短所がある。ドルゴンが完全に文書制に移行しなかったのは、「凡そ本章を陳奏するに、故明の例に照らすは、殊に遅誤を覚ゆ」<sup>⑥</sup>『実録』順治二年



三月（三日）と、そこに問題を感したからに他ならない。そのためドルゴン専権期には、文書制はあまり進展せず、それは、面啓とか緑頭牌などの口頭による政治形態を補う形で存在していたのである。

ドルゴンほどの実力者になれば、慎重を期したはずの票擬でさえ「遅誤」として片付けることも可能であったであろう。しかし若い順治帝は、そういうわけにはいかなかった。その一例を次に見ておく。順治帝は、ドルゴン死後親政に向うべく、機先を制してドルゴンの同母兄アジゲを弾圧した。その会議の場で、帝は、タンタイらを通じて議政大臣らに以下のように述べさせている（『実録』順治七年二月二十六日）。

国家の政務は悉く以て朕に奏せ。朕年なお幼ければ、いまだよく人の賢否を周知せず。吏刑工三部の尚書、員を缺く。正藍旗一旗事に縁り、固山額真いまだ補せず。賢能の人を会推して来奏すべし。諸王、議政大臣、緊要重大の事情に遇わば、ただちに朕に奏すべし。その諸々の細務は、理政三王をしてこれを理めしめよ。

タンタイらが、大臣を議推しては遅くなるのではないかと疑問を呈すると、順治帝は、そうではないと反論する。

遅くとも当を得れば何をか傷まん。ただ速やかにしてその人

を得ざれば、これ憂うところなり。<sup>⑧</sup>

当時一三歳であった順治帝には、ドルゴンのような判断力も政治力もなかった。そのため帝は、従来のように敏速さを旨とするよりは、慎重さを求めたのである。このような姿勢が文書制に適合的であるのは、言を俟たない。

かくして順治八年正月一二日親政を開始すると、一転して文書制が推進される。一週間後の一九日に、内三院衙門を紫禁城内に移させているのは、帝の意欲をよく表している。文書制の一応の完成は、宮崎氏が指摘するように、一五年七月二三日、内三院の内閣への改組に求められよう。『清史稿』職官志一、内閣に、「これより先、世祖親政し日々票本房に至る。大学士票擬を司り、意任隆密なり<sup>⑨</sup>」とあるように、順治親政期は、文書制確立上の画期であった。

しかし口頭による議政の方が、文書制の内閣より優勢な状況は、相変わらずであった。談遷『北游録』紀閣下、国議に、

清朝の大事は、諸王大臣僉議してすでに定むれば、至尊といえどもこれを如何ともするなし。上かつて内院に論して曰く、

卿輩善くこれを為さば、是非明らかにし易し。もしそれ失あらば、朕曲げて宥すといえども、能わざるなり。<sup>⑩</sup>

とあるのは、それを意味する。

もちろんこれは、連旗制と君主独裁制の矛盾の表れなのであり、この矛盾が解消しない限り、根本的な解決はありえない。その解決は、雍正時代まで待たねばならず、順治期は、君主独裁制へ向けての一步が踏みだされたにすぎないのであるが、ここで注意しておきたいのは、文書制が進行する過程で、口頭政治を換骨奪胎する様々な附帯状況が出てきたことである。

その一つとして筆者が重視したいのは、順治帝が、次第に議政の場に姿を現さなくなってきたことである。順治一二年二月七日、和碩鄭親王シルガランは、太祖や太宗が貝勒や大臣らと政務を議していた故事を引き、

伏して祈るらくは、皇上、太祖、太宗に効い法り、不時に内外大臣と政務の得失を詳究せられんことを。凡そ事は、必ず預じめ商確をなし、然る後これを詔令に頒て。<sup>①</sup>

と言う『実録』。このことは、順治帝の遺詔に「朕、性として間静に耽り、常に安逸を図る。深宮に燕処し、朝に御すること絶えて少なし。以て廷臣と接見すること稀疎にして、上下の情誼否塞するを致す。これ朕の罪の一なり」<sup>②</sup>『実録』順治一八年正月七日)とあることも符合する。

ただしこのような事態を、遺詔に言うように、順治帝のパーソナリティーだけに帰するわけにはいかない。当然それは、文書制

の進展との関係でも考えなくてはならない。皇帝が議政の場に姿を現さなくなるとは、政務が次第に文書によって処理されるようになっていくことと表裏すると思われるからである。

しかしそれ以上に筆者が重要だと思ふ点がある。皇帝が議政の場に姿を現さなくなるといふのは、とりもなおさず皇帝と臣下の間に緊密な議論の往復が失われていったことを意味しよう。おそらくここに君主独裁制の重要な一面がある。議論の喪失は、発言の意味を無くすことによって議政、会議を形骸化させ、上意下達の体制を生むであろうからである。事実シルガランは、皇帝の独断による決裁を批判していたのである。本稿では述べなかつたが、文書化によって対象の大量把握、大量処理が可能になったこととあわせ、清朝は、口頭体制から文書体制へと政治形態を転換させながら、連旗制から君主独裁体制に向つていったのだと考えられる。

① 『宮崎市定全集』第一四巻、岩波書店、一九九一年所収。

② 孟森「八旗制度考実」(同『明清史論著集刊』上冊、中華書局、一九五九年所収)

③ 「皇上諭金漢之人都要說書、誠大有為之作用也。但金人家不曾說書、把說書極好的事、反看作極苦的事、多有不願的。若要他自己請師教子、益免不願了。況不曉得尊禮師長之道理乎。」

④ 『実録』順治元年六月二日「大学士馮銓、洪承疇啓言、國家要務莫大於用人、行政。臣等備員內院、凡事皆當与聞。今各部題奏俱未悉知。

所票擬者不過官民奏聞之事而已。夫內院不得与聞、況六科乎。儻有乖誤、臣等愚何指陳、六科愚何調參。」

⑤ 宮崎市定『清朝における國語問題の二面』二八九頁。『天聰朝臣工奏議』卷上、天聰六年一月二十八日、楊方典の条陳時政奏に、書房には

六部のように管部貝勒がないので、貝勒を置いてほしいという。これは皇帝が書房の管部貝勒的存在に他ならなかったことを示しており、内三院は皇帝直屬の小書記官室にすぎないとの宮崎説を証する。

⑥ 「論内外大小各衙門曰、凡陳奏本章、照故明例、殊覺遲誤。今後部院一切疏章、可即速奏、候旨遵行。」

⑦ 王士禛『池北偶談』卷二、綠頭牌「國朝六曹章奏、悉治明制。惟繁

急事或涉瑣細者、則削木牌而錄其首、以滿洲字書節略於上、不時入奏取旨、不下內閣票擬。謂之綠頭牌子。蓋古方策遺意也。」

⑧ 「議政王、議政大臣會議英親王阿濟格罪。既集、上命譚泰、吳拜、

羅什伝諭議政王大臣等曰、國家政務悉以奏朕。朕年尚幼、未能周知人之賢否。吏刑工三部尚書缺員。正藍旗一旗綠事、固山額真未補。可委推賢能之人來奏。諸王、議政大臣、遇緊要重大事情、可即奏朕。其諸細務、令理政三王理之。譚泰、吳拜、羅什奏云、議推大臣恐不免稍遲。上曰、遲而得當、何傷。但速而不得其人、是所憂也。」

⑨ 「先是世祖親政、日至票本房、大学士司票擬、意任隆密。」

⑩ 「清朝大事、諸王大臣會議既定、雖至尊無如之何。上嘗論內院曰、卿輩輩為之、是非易明。若其有失、朕雖曲宥、不能也。」

⑪ 「和碩鄭親王濟爾哈朗奏言、太祖武皇帝開創之初、日与四大貝勒、五大臣及衆台吉等討論政務之得失、諮詢兵民之疾苦。……太宗文皇帝繼承大統、紹述前猷、亦時与諸王、貝勒、大臣講論不輟。……伏祈皇上効法太祖、太宗、不時与内外大臣詳究政務得失。凡事必須為商確、然後頒之詔令。」

⑫ 「朕性耽閑靜、常因安逸。燕處深宮、御朝絕少、以到与廷臣接見稀

疎、上下情誼香篤。是朕之罪一也。」他にも「宗室諸王、貝勒等皆係太祖、太宗子孫、為國蕃翰。理宜優遇、以示展親。朕於諸王貝勒等、晉接既疎、恩惠復鮮、以到情誼睽隔。友愛之道未周。是朕之罪一也。」というのがある。

## 結 語

以上三章にわたり滿洲人・漢人内の党争、滿漢問題、君主独裁制への道程を論じてきた。振り返って考えるならば、筆者は、第三章で述べた独裁君主制確立の流れに、他の二つを包含させてしまっても好いのではないかと考えている。

滿洲人内における白旗と黄旗の争いは、黄旗の勝利に終わる。

漢人内における南人と北人の争いは、清朝当局の事実本位志向のもとに次第に意味を失い、康熙朝における滿漢入り交じっての党争に発展する（党争問題）。滿洲人と漢人の接触が恒常化するこ  
とによって、言語を始めとする両者の差異は、次第に縮減していく傾向にあり、滿漢異議の問題も徐々に失われていく（滿漢問題）。このように滿漢の区別は不分明になっていく。次第に滿漢の別は、入関直後のように、臣下内部で巨大な分極化を誘発するような要因ではなくなっていくのである。一方政治体制は、口頭から文書へとその形態を転換させていき、その過程で、君主と臣下の間  
に緊密な議論の往復が失われ、上意下達  
の体制が整備されてくる。

臣下内から分極化への可能性を完全に取り除き、君主と臣下との間に上意下達的關係を打ち建てたのが、雍正帝であったのであろう。

それとの対比で考えれば、明代は、三楊以来内閣大学士の力が

強大になっていた。そこでは、大学士を結節点として臣下内の分極化が生じ、保存されていたのである。筆者には、ここに清代君主独裁制との違いがあるように思われる。

(富山大学人文学部講師

)